

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年3月までの国民年金保険料及び国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年3月まで

昭和43年4月に夫の転勤によりA市町村に転居し、46年ごろに友人と年金の話をしたのを契機に、国民年金及び付加年金の加入手続を行い、口座振替により保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年4月に、A市町村において国民年金の任意加入手続及び付加年金の加入手続を行い、口座振替により保険料を納付した。」と主張しているところ、A市町村では、「申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、当市町村において国民年金及び付加年金の加入手続を行った記録は無い。」と回答している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市町村において昭和52年3月9日以降に払い出されたものと推認され、資格取得は同年4月6日に行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間において国民年金及び付加年金に加入していないため、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市町村では、「当市町村では、申立期間当時、口座振替による国民年金保険料及び付加保険料の収納は実施していない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料及び国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月及び同年 3 月

私は、結婚のために、当時勤務していた会社を昭和 51 年 1 月末日で退職し、A 市町村の実家から B 市町村に転居した。

結婚（昭和 51 年 5 月）からしばらくして、実家の母から、「A 市町村からあなたの国民年金保険料の納付書が届いた。支払っておくので 3 万円を渡してほしい。」と言われて、母に 3 万円を渡した記憶がある。

私の年金記録では、申立期間は「未納期間」とされているが、母は、きちんとした性格だったので、渡したお金で国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「実家の母が、A 市町村に私の国民年金保険料 3 万円を納付したはずである。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市町村において昭和 51 年 5 月 27 日以降に払い出されたものと推認され、資格取得は、同年 2 月 1 日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認できるものの、A 市町村において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないなど、A 市町村における国民年金の加入記録は見当たらないことから、申立人の母親は申立人の国民年金保険料を A 市町村に納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は、「A 市町村から申立期間の国民年金保険料として約 3 万円の納付書が届いた。」と主張しているところ、当該金額は申立期

間の国民年金保険料の額とは大幅に相違する上、申立人が会社を退職した後に納付すべき住民税の額とおおむね一致することから、申立人の母親が納付したのは国民年金保険料ではなく、住民税であった可能性が考えられる。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から53年3月まで
年に一回、両親がまとめて役場の支所か農協のどちらかに国民年金保険料を納付していたと記憶している。保険料を滞納するような親ではなく、家族全員分を納付していたと思うので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった昭和50年*月に父が加入手続を行い、両親が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは53年9月13日であり、資格取得は20歳到達時の50年*月に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に加入していなため、両親が、両親の保険料と一緒に申立人の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち一部の期間は、納付の時効に至らない過年度納付が可能であったが、A市町村では、「過年度保険料については、役場の支所では受領事務や勧奨等は行っていなかった。」と回答している。

加えて、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 6 月まで

私は、昭和 50 年 12 月末に出産のため会社を退職した後、A 市町村役場で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、納付書により近くの郵便局で納付していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年 12 月末に会社を退職後、A 市町村役場で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、納付書により近くの郵便局で納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は 51 年 7 月 5 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳においても、申立人は、任意加入被保険者として 51 年 7 月 5 日に資格を取得した旨の記載が確認できることから、申立期間については国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付した。」と主張しているところ、当時、A 市町村内の郵便局は国民年金の現年度保険料の収納業務を行う指定金融機関とはなっていないなど、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月から30年3月まで
② 昭和30年5月から31年3月まで

私は、申立期間において、A事業所に泊まり込みながら勤務し、夏場はB業務、冬場はC業務などの仕事をしていた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間①のうち昭和26年5月1日から27年2月8日までの期間、27年5月1日から28年11月30日までの期間及び29年5月1日から同年11月30日までの期間において、申立期間②のうち30年5月1日から同年11月30日までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年5月1日であり、同日より前は適用事業所とはなっていないことが確認できる上、A事業所では、「当時の厚生年金保険等の取扱いは不明である。」と回答している。

また、申立人が申立期間①及び②において一緒に勤務したと記憶する同僚9人についても、申立人と同様に、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、上記同僚のうち一人は、「私は、昭和31年度からA事業所における厚生年金保険の加入記録があるが、それよりも前に加入できたのは、現場監督者や年配者などの限られた人たちであった。申立人が厚生年金保険に加入したのは私と同じ31年度からのはずである。」と証言

し、昭和 29 年 8 月から加入記録がある別の者は、「現場指導者として勤務していたので、厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

加えて、当時の同僚は、「申立期間①及び②当時は、毎年 100 人から 150 人ぐらいの作業員が勤務していた。」と述べているところ、A 事業所における厚生年金保険被保険者数の年度別の推移をみると、申立人に同事業所での加入記録が無い昭和 29 年度は 15 人、30 年度は 29 人と少数である一方で、加入記録がある 31 年度は 71 人、32 年度は 112 人と増加していることが確認できる。

このほか、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①及び②において、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無く、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月から26年12月1日まで

私は、昭和24年9月からA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は26年12月1日からとなっているので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する職員名簿及び複数の同僚等の証言から、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年12月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかった。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年12月1日となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった同日付けで、申立人を含む12人が資格を取得しているところ、同社の当時の取締役は、「申立期間当時は、申立人を含め15人ぐらいの社員が勤務していたが、会社が厚生年金保険に加入するまでは給与から保険料を控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月1日から22年6月1日まで
② 昭和22年6月1日から24年2月8日まで
③ 昭和25年7月17日から30年5月14日まで
④ 昭和30年7月1日から33年4月5日まで

私は、申立期間当時、年金制度について何も知らず、意識していなかった。脱退手当金を受け取れることも、その手続の場所も知らなかった。そういう私が脱退手当金を受給しているはずがない。退職金は、夫はもらったが、私がもらったかどうかは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある者で、2年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給状況をみると、申立人を除く9人中8人に支給記録があり、そのうち7人については資格喪失日後の約7か月以内に脱退手当金が支給されていることが確認できる上、A株式会社において、申立人の脱退手当金支給日に社会保険に関する手続を担当していた事務職員は、「当時は、女性は結婚したら退職し、一時金として今までの保険料を返してもらうのが当然という風潮があった。私自身、何人かの女性退職者の代理請求のために、B都道府県庁C部D課に出向いたことがある。」と供述しているとともに、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年5月10日に支給決定がされており、一連の事務処理に不自然さは

うかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、オンライン記録において、申立期間①から④までとは別に、昭和24年4月1日から25年3月1日までのE事業所に係る記録及び25年4月1日から同年5月7日までのF株式会社に係る記録が、脱退手当金の未支給期間として確認できるが、両記録は、申立期間①から④までの記録とは異なる厚生年金保険被保険者記号番号及び生年月日（未請求期間の生年月日は7年*月*日）とされているため、脱退手当金が請求された時点では別人の記録として管理されていたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。